



「地球温暖化抑止 COP21 の焦点～課題は克服できるか～」

1. 講演内容

COP21 は、2015 年 11 月 30 日から 12 月 12 日までパリで開催。参加国は 196 カ国、先進国と途上国の激しい議論を経て、妥協による緩やかな合意が成立して「パリ協定」をまとめた。



(1) COP21 にいたる道のり

□ 1992 年 国連地球サミット（リオデジャネイロ）⇒「国連気候変動枠組条約」締結

□ 1997 年 第 3 回条約国会議（COP3）⇒「京都議定書」採択

先進国のみが温暖化ガス削減義務を負う内容で、先進国側に不満が残った。

第 1 約束期間までに 1990 年比、世界全体で 5%削減、日本は 6 %削減を公約。

□ 2005 年 京都議定書の発効 ～ 米国が脱退したので実質的な効果は無しに。

□ 2008～2012 年 京都議定書第 1 約束期間 ～ 日本は 2012 年度に削減目標達成。

□ 2009 年 COP15（コペンハーゲン）～ 2 大排出国の米国、中国の取り込みに失敗。

以後は体制の建て直しを図ることに傾注。

□ 2010 年 COP16（カンクン）～ 2020 年までの自主的な目標の設定を合意。

□ 2015 年 COP21（パリ）～ 2020 年以降にすべての国が参加する体制を目指す。

(2) COP21 の合意要件

➤ 京都議定書の問題点を修正して交渉すれば、今回は合意可能と昨年予測した。

□ 米国と中国が歩み寄れるような拘束力の弱い合意であれば。

□ 京都議定書ではトップダウン方式（参加国の削減義務を会議で決めた）で失敗

⇒ボトムアップ方式（参加国が自主的に削減目標を約束する）に変更すれば。

□ 欧州は何としても成果を出したい（COP15 の失敗がトラウマに）。

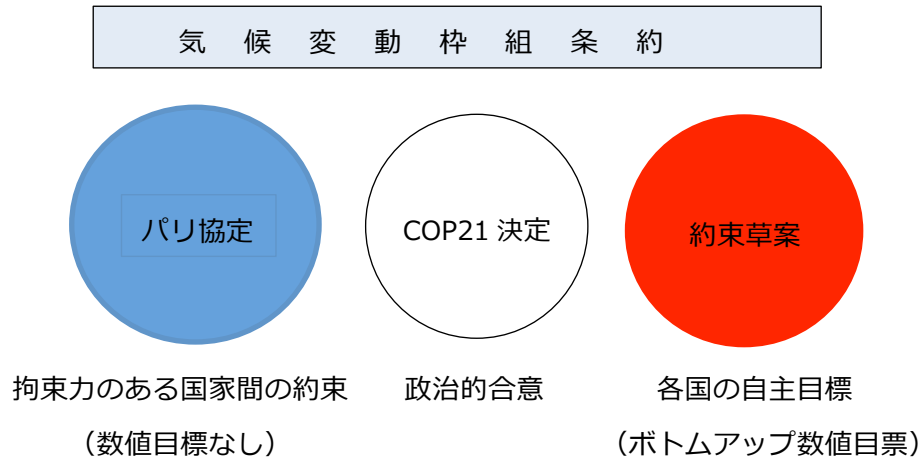
□ ① IPCC（気候変動に関する政府間パネル）で既に合意された「2 度目標」と、② 昨年末の「G7 首脳宣言」に整合すること

① 21 世紀末に産業革命時代からの気温上昇を +2 度に抑えるため、排出量ゼロかマイナスにする。

- ② 2050 年末に、10 年比排出量▲40～70%の高い方へ削減する。

(3) COP21 の合意の構造

- 京都議定書の轍を踏まぬよう、数値目標をはずして別枠にし、拘束力の弱い協定に。



(4) パリ協定の内容

高い志（目標）を掲げたが、達成の担保はない。締約国間の衡平性の原則に則り、締約国共通だが差異のある責任を反映させた。

- a. 21 世紀末の世界の平均気温上昇を、産業革命以前に比べて **2 度より十分に低く** 保つとともに、**1.5 度に抑える努力** を追求する。[目的（第 2，3 条）]
- b. 長期目標を達成させるため、温暖化ガス排出量を早期にピークアウトさせ、**今世紀後半**（2050 年以降）に、**人為的な温暖化ガス排出と吸収源による除去を均衡** させるよう、削減を行う。[排出削減（緩和、第 4 条）]
- 締約国は、地球温暖化抑止への「**各自の貢献策（NDC）**」を **5 年ごと** に作成し提出するとともに、達成のための国内措置をとる。新たな NDC は常に以前よりも前進し、可能な限り最も高い野心を反映する。 ～ 「**約束草案**」に各国が数値目標を自主申告
- **先進国は**、全経済にわたる**排出の絶対量の削減策**を掲げて取り組みをリード。**途上国は**、**削減努力を継続**し、全経済にわたる**排出削減または抑制目標に移行するよう奨励される**。
- 森林など吸収源対策 [第 5 条] ～ 森林など吸収源の保全・強化を図る。
- 市場メカニズム [第 6 条] ～ 2 国間取引、カーボンプライシングなどの活用を促す。
- c. 締約国は、適応力を増し脆弱性を減少させるため、世界全体の目標を設定し、各自の適応計画を作成し行動する。[気候変動の悪影響への対処（適応、第 7 条）]
- d. 気候変動の悪影響（極端な現象と緩やかに進む現象を含む）から生じる損失と被害に対処するため、支援（ワルシャワ国際メカニズム[注]）を強化する。[損失と被害（第 8 条）]

[注] 2013 年の COP19（ワルシャワ）で協議採択された支援スキーム

～「COP21 決定」で第 8 条は先進国に損害賠償を求める根拠にはしないことを明記。

- e. 先進国は、緩和と適応に関して途上国を支援する資金を提供する。他の締約国（中国）は、自主的な資金の提供を奨励される。[気象変動対策のための資金（第 9 条）]

～「COP21 決定」で、先進国は 2025 年までに 1000 億ドルを下限とする長期資金の目標を設定することを決定。資金は ODA（政府援助）ばかりではなく民間資金も含む。

□ 技術開発と移転（第 10 条）、能力開発（第 11、12 条）の重要性を明示

- f. 締約国は、排出・吸収量や「各自の貢献策」の前進を測る情報を定期的に提出する。先進国と中国は、途上国に提供する資金や技術に関する情報を提出する。途上国は提供を受けた資金や技術に関する情報を提出する。情報は専門家によるレビューを受ける。[透明性（第 13 条）]

～実際どれだけ排出されているかのデータを収集して、定期的に進展状況を検証する。

□ [世界全体の進展状況の確認（グローバルストックテイク、第 14 条）]

最初の確認を 2023 年に実施し、その後 5 年毎に。

□ [遵守（第 15 条）]

- g. 世界総排出量の 55%を占める 55 カ国の締結で発効する。[発効（第 16 条）]

～世界の 40%を排出する 2 大排出国の米国と中国が締結することが条件（日本が主張）

(5) パリ協定のもつ意味とその影響

- 京都議定書のパラダイムからの脱却：

□ 先進国・途上国の固定的二分論の見直し（全員参加）

□ 誓約と評価（プレッジ&レビュー）への転換（ボトムアップ方式）

- 持続的な脱炭素路線の明確化：

高い長期目標を堅持（人為的排出ゼロへ）し、5 年ごとの見直しで努力の積み増し

- 高い目標とゆるめの実行体制 ～これで成果をあげることができるか疑問あり。

- 気温上昇を 2 度未満に抑えるには：許容される累積排出量約 8200 億トンから既排出分約 5150 億トンを差し引いた、残りの排出可能量は約 3050 億トン（現状の年間排出量約 300 億トンの 10 年分） 現実性に疑問も（現実的な上昇予想は 2.7 度）

- 世界の電源構成比（IEA 資料から）：2040 年（予測）に電気の 7 割を非化石燃料（原子力＋再生可能エネルギー）にする必要がある。

(6) 世界的な取り組み ～ 多様な利害関係者の参加

- 投資家たちが、化石燃料産業から投資を引き揚げ、非化石や再生可能エネルギーなどに投資を集中すると宣言した。～ 投資家連合（ビル・ゲイツなど約 30 人）、ダイベストメント（Divestment）運動、年金基金、保険会社など

- 気候変動に関する自治体首長サミット（1000 以上参加）が再生可能エネルギー100%を目標に掲げた。

(7) パリ協定を踏まえた日本の取り組み

- 安倍首相声明「経済成長を犠牲にせずに 26%削減を達成する方針」
- 政府の「地球温暖化対策推進本部」決定（12 月 22 日）
 - パリ協定の署名・批准手続き
 - 国内対策
 - I) 地球温暖化対策計画の策定
 - II) 政府実行計画の策定
 - III) 国民運動の強化
 - 「クールアース（美しい星）2.0」～ 年明け頃に発表か
途上国協力に官民合わせて 1.3 兆円の事業実施（R&D 移転等の取り組み）
エネルギー・環境イノベーション戦略の策定
- 政府の「**長期エネルギー需給見通し 2030 年の電源構成**」について
目標は数字合わせの危うさを抱える。原子力（20～22%）、再生エネ（22～24%）等の達成には大きな課題が残る。

(8) 日本は真の長期戦略が求められる

- 2016 年から 50 年以降を見通したエネルギー戦略 ⇒ 2030 年は通過点に過ぎない。
- 技術と社会のイノベーション ⇒ 温暖化ガス削減のため投資・税制などの支援が必要。
- 適応計画の着実な実施 ⇒ 防災、農林水産業、観光業などの対策が必要。
- **COP21 はゴールではなく、スタートである。**



2. 質疑応答

Q1： IEA「世界エネルギー見通し 2015」で再生可能エネルギーの不都合な点が見られているが、これに対して滝氏個人はどのように考えるか？

A1： 高コストであることや供給不安定性など不都合な点は多々あるが、温暖化ガス削減には原子力と再生エネしかないのが現実であり、本当にせっぱつまったら、これらをするしかない。

Q2： 排出量削減にかかるコストは、先進国と途上国がどのように負担するのか？

A2： 今は各国に任されており、国情に合った対策をとることに。将来は分からないが、市場メカニズム、カーボンプライシングなどを活用して支援するなどが考えられる。

Q3： 国民一人一人が何をすべきか？

A3： 国民レベルでやれるのは、住宅の省エネ、ゼロエミッション化、車の電化などしかない。

Q4： 再生エネの中で日本に賦存量が多い地熱は、もっと発電に利用できないのか？

A4： 地熱は賦存量が多いが、需要地から遠く開発・運営のコストが高く、採算をとるのが困難。

Q5： CO₂以上に温室効果が大きいメタンガスの自然排出は対策がなされているか？

A5： COP では温暖化ガスとして一括して扱われており、メタンガスについては議論せず。

以上